



相続・生前対策の

無料相談窓口を開設しました！



いよいよ超超高齢社会に突入し、長生きにともなうリスクやトラブル対策が必要な時代になってきました。

当社にも、相続・生前対策（相続・遺言・家族信託）などについて、さまざまなお問い合わせが寄せられています。

そんな皆様のお声に応えるため、相続専門の司法書士と連携し、相談窓口（無料）を開設いたしました。些細なことでも結構です。どうぞ、お気軽にご相談をお寄せください。

このようなご不安やお悩みは、先延ばしせず、お気軽にご相談ください！

財産の名義変更について

- 高齢のため自分では手続きが難しい。
- 働いており昼間に手続きする時間がない。
- 預貯金、株式、会員権の名義変更方法が分からない。

遺産分割について

- 財産が土地しかなく、売却して遺産分割を済ませたい。
- 他の相続人の所在が分からず、話し合いが進まない

遺言について

- 遺産が少しでも遺言を書いた方がいい？
- やっぱり公正証書遺言にするべき？
- 遺言書はあるが、具体的な手続きが分からない。

相続税申告について※

- 相続税がどの程度かかるか知りたい。
- 相続税申告に必要な手続きを知りたい。
- 税務署から書類が送られてきた。税務調査が心配。

※税務相談については提携税理士が対応いたします。

家族信託について

- 認知症とお金のトラブルを防ぎたい
- 信頼できる家族に財産管理を託したい
- 成年後見を利用しない認知症対策とは？

相続対策について

- 相続税がかかる場合・かからない場合とは？
- 今からできる相続対策をしておきたい。
- 暦年贈与のポイントと落とし穴。

ご相談場所
について

- ①株式会社諏訪保険サービス ②ご自宅へのご訪問
③中日本司法書士事務所 ※その他の場所も柔軟に対応可能です。

株式会社諏訪保険サービス

〒393-0045 長野県諏訪郡下諏訪町南四王6142番地2



0266-26-7115

【受付時間】 9:00-18:00（平日）※土日祝日応相談

お問合せ窓口

中日本司法書士事務所

〒390-0811 長野県松本市中央3丁目6-17 源智ビル2階



0120-523-160

【受付時間】 9:00-18:00（平日）※土日祝日応相談

相続・生前対策のポイントを司法書士が解説！

こんな状況が当てはまったら、無料相談をご利用ください！

中日本司法書士事務所 代表司法書士 横井和雄

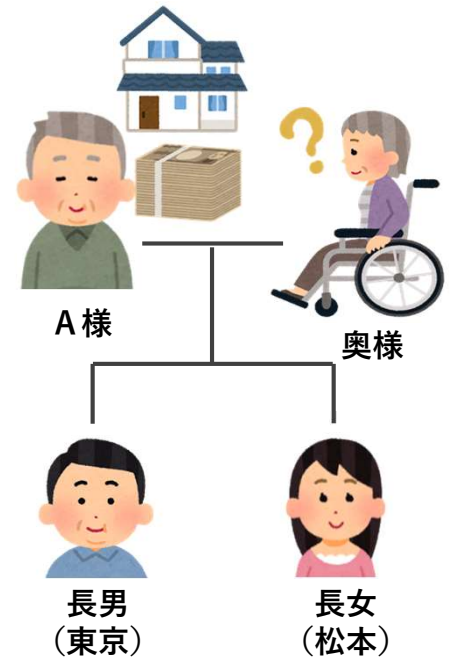


認知症による財産凍結の予防～家族信託の活用～

ケース①

A様の奥様は数年前から認知症を発症し、A様が在宅介護をしています。また、長男（東京）・長女（松本）ともに独立して家を出ているため、訪問介護なども利用しています。しかし、最近A様の体調が優れず、これからのことに不安を感じていました。

今の状況で、A様が病気で入院したり、認知症になってしまうと、ご夫婦の預貯金を管理できる人がいなくなってしまう、A様や奥様の生活に深刻な影響がでる恐れがありました。



対策

今回のケースでは、A様と長女様との間で家族信託契約を結びました。家族信託とは、目的に沿った財産の管理を、ご家庭などに“信じて託す”ことができる制度です。

もし、A様が入院したり、認知症になってしまっても、長女様が代わりにA様の預金を管理できます。また、長女様が、施設入居費用を捻出するために、父・A様に代わってご自宅の売却などを行い、A様ご夫婦の介護・生活資金を確保することができます。

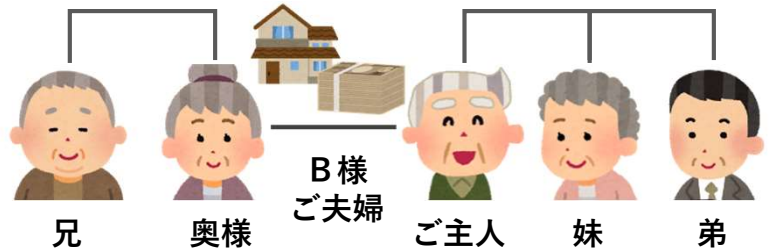
お子様のいないご夫婦の相続対策～遺言書の活用～

ケース②

B様ご夫婦はお子様がおらず、お二人暮らしです。また、ご主人、奥様それぞれに兄弟姉妹がいます。

奥様の家系は地主であり、土地と自宅はB様ご夫婦で共有名義になっているとのこと。

もし、この状況でB様ご夫婦のどちらかが亡くなると、残された配偶者+亡くなった方の兄弟姉妹が法定相続人になります。その結果、遺産分割が複雑になり、場合によっては不動産を売却し、金銭で分割しなければいけない、といった状況になる恐れがあります。



対策

このようなケースでは、B様ご夫婦の間で、相互に遺言をのこしておく必要があります。こうすることで、兄弟姉妹との遺産分割協議が必要なくなり、手続きに伴う手間や精神的な負担を軽減することができます。なお、兄弟姉妹には、遺留分はありません。